

第1節

循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

1 エネルギー・資源の適正利用

1-1 エネルギーの適正利用

(1) 省エネルギー化の推進

ア 省資源・省エネルギー対策の推進

県内各界代表者で構成する「資源とエネルギーを大切にする県民運動推進会議」(41団体)を推進母体として、県民大会やリーダー研修会の開催等をはじめとした普及啓発活動を中心に県民運動を推進します。

イ 環境共生住宅の建設促進

環境と共生した住まいづくりの施策として、良質な住宅ストック形成を促すには、地方公共団体施策住宅として、住宅金融公庫融資の優遇措置の活用を図ることができるため、この制度を用いて市場の誘導を図ります。具体的には、雨水等を有効活用する住宅(三重県雨水等有効活用型住宅)を普及させるため、県の施策住宅として加えることで住宅金融公庫の100万円の割り増し融資が受けられるようにします。

(2) 自然エネルギーの利用の推進

ア 新エネルギー導入の推進

新エネルギーの導入を図るため、平成11(1999)年度に策定した「三重県新エネルギービジョン」に基づき、その具体化のために平成13(2001)年度は次のことに取り組みます。

(ア) 平成12(2000)年度に策定した「公共施設等への新エネルギーの導入指針」に基づき、県の公共施設や公共事業を対象に新エネルギー

の率先導入を進めます。

(イ) 県内への新エネルギー導入を促進するため、住宅用太陽光発電設備及び学校への太陽光発電設備に対する補助事業を実施します。

「三重県住宅用太陽光発電システム普及支援事業」

住宅用太陽光発電システムへの補助事業を実施している市町村に対し、その経費の1/2相当額を補助します。

「三重県エコスクール支援事業」

学校施設に太陽光発電システムを設置する市町村、一部事務組合または学校法人に対して、その経費の1/6相当額を補助します。

(ウ) 新エネルギーの普及啓発事業として、クリーンエネルギーフェアの開催(環境フェアと同時開催)や市町村に対する導入支援事業の説明会等を実施します。

イ 中小水力開発の推進

平成12(2000)年度に引き続き、川上発電所(1,200kW)の建設に関する諸手続きについての協議を行います。また、宮川ダムからの河川の正常な機能の維持のための放流水を利用する宮川維持流量発電について、法令に基づく許認可申請を行います。

表6-1-1 中小水力開発の事業計画

事業計画	川上発電所建設事業	宮川維持流量発電所調査
所在地	名賀郡青山町阿保	多気郡宮川村久豆
発電方式	ダム式(完全従属式)	ダム式(維持放流流水利用)
水力	淀川水系木津川 支川前深瀬川	宮川水系宮川
最大出力	1,200kW	180kW
最大使用水量	2.5m ³ /s	0.37m ³ /s
有効落差	58.65m	63.50m
年間可能発電電力量	約 5,600,000kWh	約 1,000,000kWh
工期	平成16年度完成予定	平成15年度完成予定

(3) 未利用エネルギーの利用促進

ア ごみ固形燃料(RDF)の利用促進

RDFとは、燃えるごみを固形燃料化したもので、ボイラーで燃やして発電したり、熱源として有効利用することができます。廃棄物を固形燃料化することにより、保管や輸送が容易になる、ダイオキシン類の発生が抑制されるなどのすぐれた特性があります。

市町村で製造されたRDFの恒久的、安定的な利用先として、RDF焼却・発電施設を整備します。

イ RDF焼却・発電施設の整備

ごみ処理の広域化の推進やダイオキシン対策を含めた適正処理と未利用な廃棄物エネルギーの効率的なサーマルリサイクルを実現するためのモデル事業として、RDF焼却・発電施設を整備します。

(ア) 計画地

桑名郡多度町力尾地内

(イ) 施設規模

① RDF処理能力

240t/日

② 発電電力

12,050kW

③ 年間供給電力量

約7,000万kWh(一般家庭約2万世帯分)

(ウ) 稼働時期

平成14(2002)年12月を目標にしています。

(イ) 資源循環型処理施設整備事業

国庫補助採択を受けてストックヤードやリサイクルセンター等資源循環型の一般廃棄物処理施設の整備を行う市町村等に財政支援を行い、リサイクルを促進します。

(ウ) 生ごみ減量化促進事業

家庭や事業所から燃えるごみとして排出されていた生ごみの再利用を進め、ごみの減量化を推進します。

イ RDF(ごみ固形燃料)化の推進

(ア) RDF化構想推進事業

ごみの焼却・埋め立て処理から循環型の処理システムへと転換し、環境への負荷を減らし、エネルギーを有効利用するため、RDF化構想を市町村と一体となり推進します。

(イ) RDF全国自治体会議

廃棄物のRDF化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行います。

1-2 森林の公益的機能の向上

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、平成12(2000)年度に引き続き、ゾーニングに基づいた重点的、効果的な森林管理を実施するとともに、環境林においては、森林を公共財として位置づけ、公益的機能の高度発揮をめざして創設した森林環境創造事業を展開します。

2 廃棄物の適正な管理

2-1 発生抑制とリサイクルの推進

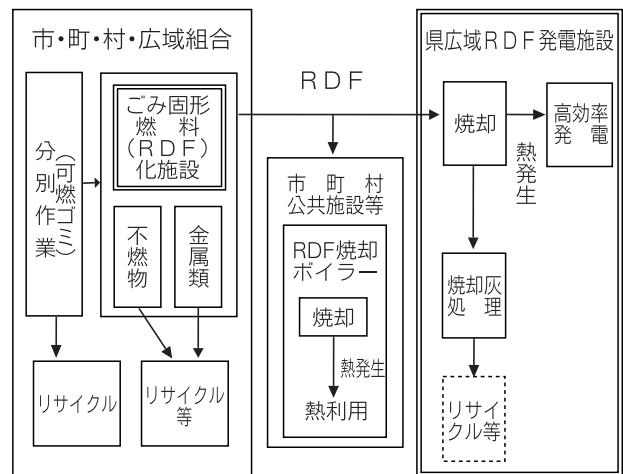
(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ア ごみ減量化とリサイクルシステムの確立

(ア) 資源ごみリサイクル促進補助事業

市町村等が資源ごみ分別収集を目的として実施する事業に対して支援を行います。

図6-1-1 RDF化構想概念図



ウ 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿処理施設のより一層の整備を図るため、平成12(2000)年度に引き続き、実態調査、巡回指導、技術資料の作成・配布、研修会の開催を行います。

なお、環境保全型畜産確立のための支援制度は、次のとおりです。

●循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

表6-1-2 環境保全型畜産確立のための支援制度

区分	制度名	所轄官庁等
家畜ふん尿処理整備に係る補助	資源循環型畜産確立対策事業 畜産経営環境整備事業 家畜ふん尿リサイクル推進事業	農林水産省 農林水産省 三重県
低利融資	農業経営近代化資金(畜産公害対策資金) 農林漁業金融公庫資金	農協等
リース事業	畜産環境整備リース事業	畜産環境整備機構
計画策定に係る補助制度	資源循環型畜産確立対策事業 畜産経営環境整備基礎調査事業	農林水産省 農林水産省

エ 公共事業における再生利用の推進

- (ア) 発生・流通経路、最終及び中間処理場、リサイクル資材の保有能力等の調査を行い、公的関与も含め官民協力の基に円滑なリサイクルシステムの構築検討を行います。
- (イ) リサイクル資材の新技術、新資材の情報収集及び広報を行いリサイクル資材のより一層の利用を推進します。

(2) 産業廃棄物の発生抑制等の推進

- ア 産業廃棄物自主情報公開等促進事業
産業廃棄物排出事業者、処理業者による産業廃棄物の発生抑制・リサイクル、適正処理に関する計画の作成及び産業廃棄物の種類、量、管理状況などの情報の自主的公開を促進するため、環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル及び自主情報公開ガイドラインに基づき、事業者等に計画の作成、情報の自主公開を指導します。
- イ 企業環境ネットワーク支援事業
業種の枠を越えた企業間の産業廃棄物にかかる情報交換を行うためのネットワークシステムの構築と、企業が連携することにより再資源化を進めるシステムの構築に対して支援します。
- ウ 産業廃棄物の発生抑制等のための助成
県内の産業廃棄物排出事業者等が自ら排出する産業廃棄物の発生抑制、再生、減量化のための研究・技術開発や設備機器の設置に対して支援します。

2-2 適正処理の推進

(1) 一般廃棄物の適正処理の推進

- ア 一般廃棄物処理施設の整備促進等
市町村等に対し、一般廃棄物処理計画の策定

指導を行うとともに、一般廃棄物処理施設整備国庫補助事業が円滑に推進するよう指導・助言を行います。

イ ダイオキシン類削減の対策

市町村等が設置するごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策のため、ごみ処理の広域化を推進するとともに、国庫補助採択を受けてダイオキシン対策のためにごみ焼却施設の改造事業を実施する市町村等に財政支援を行います。

(2) 産業廃棄物の適正処理の推進

- ア 産業廃棄物の許可等
産業廃棄物処理施設の設置や処理業の許可申請等に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や三重県産業廃棄物処理指導要綱に基づく厳正・的確な審査を実施し、適正処理の確保に努めるとともに、県内における産業廃棄物の発生及び処理状況並びに処理施設の稼働状況等の実態を把握することにより、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理の推進等の廃棄物行政をより効果的に推進します。
- イ 下水道汚泥処理システムの整備
平成9～10(1997～1998)年度の汚泥処理方式調査結果及び平成12(2000)年度の発生汚泥処理に関する研究結果をふまえ具体化について検討を進めます。
- ウ 浄水場の汚泥の有効利用
浄水場発生汚泥のより一層の有効利用を推進するため、引き続き調査検討を行います。
- エ 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進
公共工事発注機関は計画、設計段階から、現場発生材の再利用など、建設廃棄物の発生抑制に努め、再利用が可能な建設廃棄物は再資源化施設へ搬入するものとします。
また、工事請負者が適正処理するよう指導監督をより徹底します。

(3) 公共関与による適正処理の推進

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や産業界からの強い要請のある廃棄物処理センター事業を引き続き

推進します。ガス化溶融施設については、ダイオキシン類規制が本格的に適用される平成14(2002)年12月までに整備を進めます。

表6-1-3 ガス化溶融処理施設計画概要

項目		計画諸元
施設の種類		ガス化溶融施設
処理対象廃棄物	一般廃棄物	焼却残渣
	産業廃棄物	廃プラスチック類、燃え殻、ダスト類等
施設規模		240t/日 (80t×3系列)

表6-1-4 最終処分場計画概要

項目	計画内容
処分場方式	管理型処分場
処理対象廃棄物(産業廃棄物)	鉱さい、燃え殻、無機性汚泥、廃プラスチック類等
処分場総面積	約27.7ha
埋立総容量	約1,780,000m ³

2-3 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

(1) 監視・指導の強化

ア 産業廃棄物対策の推進

処理業者、排出事業者等への立ち入り検査等通常の監視活動のほか、早朝・夜間・休日の監視、隣接県との共同路上検査、スカイパトロール等を通じ、積極的な監視指導を行うとともに、廃棄物ダイヤル110番、廃棄物FAX110番による通報に即応します。

また、違反業者に対する厳しい行政処分と悪質な不法投棄事案に対する積極的な告発を行います。

イ 環境修復対策の推進

桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、原因者が必要な措置を講じなかったため、原因者に変わって県が行政代執行により生活環境保全上の支障の除去を行います。

(2) 道路、河川等の清掃

道路については、路面清掃車による清掃を実施するとともに、「ふれあいの道里親事業」により地域住民及びボランティア団体等による一定範囲

の草刈、清掃を支援します。

また、環境ボランティアによる道路、河川、海岸の清掃活動を支援します。

2-4 し尿処理体制の整備の促進

し尿の海洋投棄を全廃するため、陸上処理施設が整備されていない市町村に対し、し尿の海洋投入処分の解消に向けた働きかけ及び情報提供を行い、施設整備を促進します。

3 大気環境の保全

3-1 大気汚染の防止

(1) 工場・事業場対策の推進

ア 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法並びに三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象工場等への立入検査及び行政指導を実施します。

イ 問題発生工場等に対する調査指導

大気汚染被害の発生源となった工場などにおける被害発生の実態把握と発生原因の究明を図り、必要な対策を指導します。

ウ その他

緊急時の措置を含む法及び条例等の施行についての運営管理、指導を行います。

(注) 緊急時の措置

大気汚染常時監視測定局における二酸化窒素等の濃度が予報・注意報等の発令を行う状態となったとき、予報・注意報等の発令を行い、当該事態が工場、事業場に起因する場合は、発令地域の工場・事業場に対し、燃料使用量の削減を要請する。

(2) 自動車交通公害対策の推進

ア 自動車交通公害対策の総合的推進

交通流・量を適切に配分・誘導し交通流の円滑化を図るため交通管制センターの高度化、交通情報提供システムの整備、信号機の系統化等の整備を促進します。

イ 交通の円滑化対策の推進

(ア) 交通情報提供システム(AMIS)の整備

平成10(1998)年度から交通情報提供システムの整備に着手し、北勢、中勢地域の主要幹線道路を中心に情報収集提供装置(光ビーコン)236基を整備しました。平成12(2000)年4月から運用を開始し、既存の交通情報板等と

合わせて交通情報を提供することにより、交通流の分散を促し交通の円滑化を促進していきます。

平成13(2001)年度も引き続き情報提供装置(124基)を整備し、同システムの北勢、中勢地域での充実整備に努めていきます。

(イ) 交通管制システムの拡充整備

交通の円滑化を図るため、交通管制システムの充実整備を行い、広域的な信号制御を実施します。具体的には、信号機の集中制御化(9基)、管制センター中央装置の増設、監視用カメラ(5基)を整備していきます。

(ウ) 信号機の高度化改良と適正運用

幹線道路等における交通の円滑化を図るため、信号機の系統化(10基)、右折感応化(5基)等、信号機の機能の高度化改良整備を進めるとともに、交通状況の変化に適合した信号機の適正運用に努めていきます。

ウ 低公害車の普及促進

ガソリン車の低公害車が開発、販売されており、従来の低公害車と併せて導入促進を図ります。

エ アイドリング・ストップの推進

駐車場管理者が行うアイドリング・ストップの周知への支援及び自動車免許更新者へのアイドリング・ストップの普及啓発を進めます。

(3) 光化学スモッグ対策の推進

ア 緊急時の措置

県内14の発令地域の各関係機関と密接な連携を図るとともに、学校等に対し光化学スモッグ緊急時の措置を徹底し、被害の未然防止に万全を期します。

イ 予測システムの運用

予測的中率を注意深く見守り、今後ともこの予測システムにオキシダントの新しい知見を加味しながら、引き続き運用を実施します。また、説明変数として用いる各測定データの集積を行います。的中率等の検討を進め、予測精度のより一層の向上を図ります。

(4) 化学物質対策の推進

ア 有害大気汚染物質対策

平成13(2001)年度は、19の優先取組物質の大

気環境調査を実施します。

また、優先取組物質を使用している各事業所に対して、排出抑制対策に関する最新情報等を提供し、事業者の自主的な排出抑制を促します。

イ PRTR 制度の推進

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR 法)により、対象事業所は、対象化学物質の環境への排出量、廃棄物などとしての移動量を把握し、平成14(2002)年度より県を經由して国へ届け出ることとなります。

この法の施行を円滑に行うため、平成12(2000)年度は、四日市地域において同法に規定する第一種指定化学物質の排出量・移動量調査を行いました。平成13(2001)年度は県内全域において同様の排出量・移動量調査を行います。

また、対象事業所への説明会、ホームページ「三重の環境」、パンフレット等を用い、広くPRTR 法の啓発を行っていきます。

(5) 地球温暖化対策の推進

ア 地球温暖化対策推進計画の進行管理

本計画の推進管理を行うため、県内の産業、運輸、民生等の各部門から排出される温室効果ガスの排出量を調査します。また、各部門の地球温暖化防止の取り組み状況について調査します。

イ 温室効果ガス排出抑制等のための計画の作成

平成11(1999)年4月8日に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」で地方公共団体は、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画(実行計画)の作成が義務づけられました。市町村、一部事務組合に対し、情報の提供、温室効果ガス排出量算定方法の提示等を行い、計画策定のための支援を行います。

また、三重県生活環境の保全に関する条例に規定する一定規模以上の工場等を設置する者が「地球温暖化対策計画書」を作成するための技術指針やマニュアルを示し支援します。

ウ 普及啓発

地球温暖化防止月間である12月を中心に、福井県、滋賀県、岐阜県と連携してアイドリング・ストップ運動を進めます。

(6) フロン対策の推進

ア フロン回収・処理の推進

三重県フロン回収・処理推進協議会において、今後のフロン回収・処理の進め方の検討や、情報交換を行います。

イ 普及啓発

「オゾン層保護対策月間」(9月)に合わせ、普及啓発を行います。

ウ フロン回収破壊法の本格施行に向けて、フロン回収業者の登録を進めるとともに、法の周知を図ります。

3-2 騒音・振動の防止

(1) 工場・事業場に対する規制・指導等

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく規制対象施設等の届出を審査・指導するとともに、規制対象工場・事業場の立入検査を行い基準遵守の確認や改善指導を行います。

また、規制事務の迅速・適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

(2) 都市生活騒音対策の推進

ア 近隣騒音対策

生活騒音の防止のためのモラルの高揚を図るため、パンフレット等による啓発活動を実施します。

イ 未規制事業場(施設)対策

未規制事業場(施設)からの騒音苦情の実態を把握するため、市町村との連携を図りつつ、騒音測定等を適宜実施します。

(3) 道路の騒音・振動対策の推進

ア 騒音マップの作成の検討

平成11(1999)年4月に騒音に係る環境基準が改正されたことから、環境騒音(道路に面する地域)の評価方法は、従来のその地域を代表する地点における達成地点数(あるいは割合)による「点的」な評価方法から、沿道の住居等の立地状況を考慮した「面的」な評価方法に変更されました。

平成13(2001)年度からは、環境騒音(道路に面する地域)の地域評価は、評価を行う範囲の住宅等の分布状況を把握するとともに、沿道における騒音の状況を面的に把握するために、主

要道路沿道沿いの騒音マップの作成について検討します。

イ 道路交通騒音対策の推進

国道1号亀山地区において、早急に改善を進めるため、関係施策実施主体が一致協力して具体的な対策を進めます。

3-3 悪臭の防止

ア 工場・事業場に対する規制・指導等

規制事務の迅速適正化を図るため、「感覚公害ハンドブック」を活用します。

イ 畜産経営に起因する悪臭の防止

悪臭防止について、平成12(2000)年度に引き続き、臭気分析調査を実施し、悪臭防止技術等についての濃密な指導を行います。

4 水環境の保全

4-1 水質汚濁の防止

(1) 環境基準類型指定・見直しの推進

平成12(2000)年度に水質の調査を行った宮川水系藤川について、流域の背景調査、将来水質の予測を行い、環境基準の類型のあてはめを三重県環境審議会に諮問します。

(2) 工場・事業場対策の推進

ア 工場・事業場に対する規制・指導

県内の規制対象事業場の排水監視及び処理施設の維持管理指導等を実施し、公共用水域への水質汚濁の軽減を図ります。

イ 畜産経営に起因する水質汚濁の防止

水質汚濁防止について、平成12(2000)年度に引き続き浄化処理機能調査を実施し、浄化処理機能維持技術等についての濃密な指導とともに、素掘処理、野積処理についての改善指導を行います。

(3) 生活排水対策の推進

ア 生活排水処理施設の整備推進

三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログラム)の確実な達成を図るため、県と市町村とが連携を図り、地域の実情に最も適した事業の推進を図ります。

イ 合併処理浄化槽の設置促進

ア 合併処理浄化槽の設置促進

54市町村を対象に3,654基の整備に対する補助を行います。

イ 特定地域生活排水処理施設の整備促進

市町村が生活排水対策の一環として実施する事業で、地域特性を勘案し、住宅の浄化槽を市町村自ら設置し、維持管理をする特色をもっています。

国における本事業の補助採択要件は、過疎・生活排水重点地域等で汚濁負荷が高いところとなっており、三重県では飯南町・飯高町・宮川村・南島町で採択しています。

また、県補助の採択要件として高度処理型機能についても義務づけをし、地方債の元利償還金の支払に要する経費に対し補助を行っています。

ウ 高度処理型合併処理浄化槽の設置促進

生活排水対策重点地域や宮川ルネッサンス流域市町村の水環境の保全を図るため、窒素・リンの除去能力に優れた高度処理型合併処理浄化槽の整備に対する補助を行います。

エ 同和地区合併処理浄化槽に係る水洗化の促進

合併処理浄化槽の普及促進を図るため、市町村が同和地区における合併処理浄化槽の設置者に対し、宅内配管工事等に要する経費を補助する場合、市町村の補助金の1/2(上限25万円)の補助を行います。

ウ 生活排水総合対策の推進

三重県生活環境の保全に関する条例に基づく公共用水域への廃食用油の排出抑制及び無洗米の推奨等、県民、事業者、行政の協働により公共用水域への汚濁負荷低減に向けた取組を進めます。

エ 浄化槽の適切な維持管理

公共用水域の保全を図るため、平成12(2000)年度に引き続き、無管理浄化槽の指導、浄化槽関係業界の育成を行います。

また、指定機関が行う浄化槽法に基づく水質検査の受検率の向上を図るため、県、市町村及び浄化槽関係業界で組織する「浄化槽法定検査向上検討会」において検討を行います。

(4) 有害化学物質対策の推進

ア ダイオキシン類調査

ダイオキシン類対策特別措置法の規定に基づく常時監視として、県内31河川39地点、4海域13地点及び地下水24地点で水質、また、その一部で底質、水生生物の調査を実施します。

イ 環境ホルモン調査

水環境における環境ホルモンについて、過去の調査で検出された物質等を選定し、重点項目調査を実施します。

ウ ゴルフ場の維持管理指導

平成12(2000)年度に引き続き、ゴルフ場から報告される維持管理状況等を取りまとめるとともに、新設されたゴルフ場からの排水中の農薬分析を行い、調査・点検パトロールを実施します。

また、ゴルフ場等における農薬の適正使用を推進し、農薬管理責任者等の資質向上を図るため、平成12(2000)年度に引き続き、研修会を開催します。

(5) 閉鎖性水域の水質汚濁防止対策の推進

ア 伊勢湾における環境保全の推進

ア 伊勢湾総量規制の推進

伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図るため、化学的酸素要求量(COD)を指定項目として四次にわたり総量規制を実施してきました。第五次総量規制では、CODに加え、窒素・リンが指定項目となりました。

イ 伊勢湾総合対策協議会による取組

伊勢湾総合対策協議会(三重県、岐阜県、愛知県及び名古屋市)において、三県一市の今後の施策を展開するうえでの基礎資料となる伊勢湾データ集を発行するとともに、伊勢湾に対する意識の高揚と理解を深めるため、伊勢湾マップ(仮称)を作成するなど伊勢湾の総合的な利用と保全に向けた取組を推進します。また、同協議会の環境問題研究会において、環境問題についての研修、情報交換、調査研究成果の発表等を行います。

ウ 伊勢湾富栄養化防止対策

工場・事業場に対し、水質管理目標値による削減指導を行うほか、富栄養化防止の啓発に努めます。

イ 漁場保全対策の推進

ア 漁場環境保全調査

平成12(2000)年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

イ 海面養殖業高度化の推進

真珠養殖漁場の密殖状況を改善するため、良施術貝のみを養殖できるよう、真珠貝のX線TV鑑別装置の導入を促進します。

また、へい死魚を迅速かつ衛生的に処理できるように廃棄物処理機の導入を促進します。

ウ 漁場環境指標策定調査

魚類養殖場を持続的に利用するための湾の特性を把握し、底質の硫化物量を漁場環境指標として確立させるための調査を実施します。

エ 漁場環境保全創造事業

平成12(2000)年度に引き続き、波切・立神地区において、浚渫事業を実施します。また、伊勢湾の底質改善を図るため、耕耘や堆積物の除去を行います。

オ 沿岸漁場の整備(底質改良剤散布)

平成12(2000)年度に引き続き、英虞湾・五ヶ所湾などにおいて実施される底質改良剤散布に対して助成します。

ウ 下水道整備における高度処理の導入

遅れている下水道の整備・普及を図りつつ、下水処理施設の高度処理化を進めていきます。

(6) 流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

ア 土砂管理

土砂管理計画(案)を策定するのに必要となる管理地点及び管理項目等の検討を行います。

イ 宮川ダム湖への選択取水設備の設置

宮川ダムからの冷濁水放流を改善する目的で、選択取水設備工事に着手します。

ウ 宮川支流への環境基準類型あてはめ

延長10km以上の主要な宮川支流を対象に、環境基準の類型指定を順次行います。平成13(2001)年度は、横輪川について、水質、汚濁発生源、将来水質の予測、流域の開発計画等の調査を実施します。

4-2 浄化機能の確保

(1) 雨水貯留・浸透機能の維持向上

「緑のダム」と呼ばれる森林の水源かん養機能をさらに向上させるため、平成12(2000)年度に引き続き総合的に森林整備を実施します。

特に宮川流域において、宮川流域ルネッサンス事業の一環として、宮川流域総合森林整備計画を策定し、また、三瀬谷ダム上流域の水源地森林の整備を図り、水源かん養機能や山地災害防止機能の維持・増進を図ります。

(2) 河川・海域等の浄化対策の整備促進

ア 直接浄化施設の整備状況

平成12(2000)年度に引き続き、施設整備に対する県費助成を行います。

表6-1-5 水路等の直接浄化施設の整備予定

年度	重点地域名	施設設置場所	事業内容
H13	勢田川流域	伊勢市小木町地内 船倉幹線排水路	直接浄化施設設置、周辺設備

イ 漁場環境の改善

沿岸漁場の改善を図るため、平成12(2000)年度から波切・立神地区において、漁場環境保全創造事業による浚渫を実施しています。

(3) ダムによる河川流水の維持

既得取水の安定化及び河川環境の保全等のための流量確保に有効なダム建設工事及び調査を進めます。

5 土壌・地盤環境の保全

5-1 土壌汚染の防止

(1) 土壌汚染対策の推進

ア 対策地域内調査及び対策地域内関連調査

対策地域内の汚染の進行状況及び対策工事完了後の汚染の除去を確認するため、平成12(2000)年度に引き続き調査を実施します。

イ 公害防除特別土地改良の推進

農業経営の阻害を防止するために、平成12(2000)年度引き続き次の事業を実施します。

地区名	市町村	事業内容
西員弁	藤原町 北勢町 大安町	土壌改良、施設整備等

事や配水管の連絡工事を実施します。

また、企業誘致等関係部局との連携の下、地下水から工業用水道への水源転換や新規企業立地に伴う工業用水の供給等、工業用水道の需要拡大を進めていくこととしています。

(2) 土壌汚染物質のモニタリング体制の確立

ア 土壌環境基準適合状況調査等の実施

土壌に係る環境基準の適合状況を把握する目的で県内22地点の調査を行います。

イ ダイオキシン類環境実態調査の実施

土壌中のダイオキシン類の実態把握のため、県内の一般土壌(農用地除く)47地点で一般環境把握調査を実施します。

5-2 地盤沈下の防止

(1) 地盤沈下対策

ア 地盤沈下対策の推進

(ア) 地下水採取の規制・指導

「工業用水法」、「三重県生活環境の保全に関する条例」や「濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱」に基づき、対象となる揚水設備の所有者に対する地下水の採取の規制・指導を実施します。

(イ) 地盤沈下の観測・調査

地盤沈下の動向を把握するため、水準測量調査を実施し、桑名市、四日市市、多度町、長島町、木曾岬町及び川越町地内の既設井戸を利用して年間の地下水位の動向を調査します。

(ウ) 濃尾平野地盤沈下防止等対策要綱に基づく要綱推進調査として地下水収支の経年変化調査及び地下水採取量の実態調査を実施します。

イ 農業用施設の被害復旧

農用地及び農業用施設の被害を防止するために、平成12(2000)年度に引き続き、次の事業を実施します。

地区名	市町村	事業内容
城南	桑名市	用水路工、揚水機工
東汰上	〃	排水路工
東汰上二期	〃	排水機場工

ウ 北伊勢工業用水道の整備

工業用水道事業施設の安全性向上と安定給水を図るため、既設工業用水道事業施設の改良工